

蔵王山想定火口域の立ち入り規制解除（又は緩和）について

1 立ち入り規制の背景

- ・平成27年4月に噴火警報が発表され、想定火口域から1.2kmを立ち入り規制。同年6月に気象庁の「蔵王山噴火警報等の発表基準」を下回ったため、警報解除。しかし、基準を下回っても火山活動は活発であることから、以下の対策を実施することとした。
 - ① 想定火口域内立ち入り規制 … 想定火口域外の「馬の背登山道」や「賽の碓登山道」も含むもの。
 - ② 注意喚起標識の設置 … 「蔵王レストハウス近辺」、「各登山口」で実施。
- ・警報解除後、火山活動は警報発表前までの状態には戻っていないが、観光団体等からの強い要望もあり、平成28年7月1日に避難路の開通と併せて、「馬の背登山道」の通行規制を解除した。
- ・その後、平成28年7月26日に噴火警戒レベルの導入に併せて、想定火口域外の「賽の碓登山道」の立ち入り規制を解除した。また、想定火口域内の立ち入り規制は「警戒レベル1」の対応として実施することとした。

→過去の協議会の記録を確認したが、当初は立ち入り規制基準の明確化や解除基準について、検討するとしておきながらも、上記のとおりに取り扱うことが決定してからは、このことについて議論されていなかった。

2 検討の経緯

- ・9月中旬頃に県民からこのことについての問い合わせがあった。
- ・問い合わせには、「1 立ち入り規制の背景」に記載のとおり、回答した。
- ・このことや直近の噴火警報発表から5年ほど経過している状況も踏まえ、想定火口域内の立ち入り規制について、今年度幹事会の議題にすべきではないかと思われたため、各委員及び幹事会幹事宛て意見照会を行った。

3 意見照会結果

- ・各設問の内容は次のとおり。

問1-1 立入規制の解除（又は緩和）について 賛成又は反対のどちらか選択。
賛成…29機関 反対…10機関 回答保留…12機関 回答なし…6機関

問1-2 （問1-1で賛成の場合）解除又は緩和のどちらか選択。
解除…17機関 緩和…11機関
※解除…実施している立入規制を全て廃止する。
緩和…一部箇所のみ立ち入り規制を解除する。

問2 問1－1（賛成の場合は問1－2も含めて）の回答理由を記入。

【賛成意見】

- ・警報発表当時より平穏な状態ならば解除・緩和してもよいのでは。
- ・近年は火山性地震も少なく、現地調査でも特段の変化が見られない。
- ・警報発令前の状態に戻し、観光客等を誘致してほしい。
- ・地震活動、地殻活動、丸山沢の噴気活動・温度からしても、警報発表当時より静穏である。
- ・噴火の前兆的活動が低下しているが、解除だと登山道以外の場所に進入しての事故発生のおそれがあるため、緩和（賽の碓登山道のみ）がよいのでは。

【反対意見】

- ・火山防災の専門家ではないため、安全面から反対とする。
- ・立ち入り規制の基準が示されていないため。
- ・火山専門家の意見を参考に判断すべき。

【保留意見】

- ・他火山や气象台、火山専門家の意見を参考に判断基準を作成した上で、検討する必要があると思われるため。
- ・このことについての問い合わせがきていないため、解除又は緩和の必要性はないと思われるため。

問3 立入規制の解除（又は緩和）について、事故等の防止や登山客への周知等どのような対策が必要と思われるか記入。

【賛成意見】

- ・火山防災というよりは登山上の安全確保という観点から、登山道の整備や立ち入り規制を行うべき。
- ・想定火口域内に入る場合は、ヘルメットの装着や火山防災マップの携帯、携帯電話不通であることを周知すべき。
- ・丸山沢周辺登山道には火山ガス発生や踏み抜きのリスクがあることを周知する看板や滑落防止設備が必要。
- ・解除前に地元の山岳会や山岳ガイドによる巡回が必要。
- ・再度規制する際の基準を公表すること。
- ・登山届の提出を徹底すること。
- ・周知方法としては、各自治体HPがいいのでは。

【反対意見】

- ・警報装置等の緊急通報体制の構築。
- ・避難シェルターの設置。
- ・解除（又は緩和）地域における、火山活動注意喚起標識や下草刈り、路盤整備や避難小屋の維持管理が必要。

【保留意見】

- ・安全を確認した上の解除（又は緩和）ならば、その他の対策は不要。

問4 問2、3以外で意見等あれば記入。

【賛成意見】

- ・国有林であることを理解して対応すべき。

【反対意見】

- ・火山専門家と現行の規制開始の基準等を改めて確認してはどうか。

【保留意見】

- ・警報発表当時と現在の火山活動状況を比較して、どのような状態だから解除（又は緩和）なのかを示してほしい。
- ・現在も立入届を提出すれば入山可能なのだから、危険がある想定火口域内の立ち入り規制の解除（又は緩和）を実施しなくてもよいのでは。

→ 意見照会結果を踏まえ、立ち入り規制の「緩和」に向けた検討を行う。

(理由等)

- ・現在の立ち入り規制区域全体としてみれば、火山活動が平穏なため、登山上の安全確保を前提に解除又は緩和してよいのではないかとの意見であった（無回答・保留を除いて、7割強が賛成）。
- ・御釜周辺については、死亡事故も発生していることから、これまで同様、採水調査等に際して立入届を提出した場合を除き、規制を継続する必要がある。
- ・他方、賽の碓登山道については、丸山沢源泉付近において登山道未整備が要因と考えられる負傷事故や遭難事故が発生しているため、登山上の安全確保という観点からも注意喚起標識や危険区域への立ち入り防止柵の設置等を行い、規制解除又は緩和を検討することが必要であるとの意見があった。

4 来年度以降の流れ

【令和6年度】

- ① 賽の碓登山道の現況確認調査を行う。
- ② ①を踏まえ、登山道等の整備手法等について検討する。
 - ・関係各所の意見を踏まえ、火山活動の状況及び登山上の安全確保に向けた整備が困難な場合は、現行の立ち入り規制を継続する。
- ③ ②の整備計画及び規制解除等について、幹事会へ報告し、協議会で承認を得る。

【令和7年度以降】

- ① 協議会として、立ち入り規制基準を作成。
 - ・火山ガスの発生や突発的な噴火の可能性があるため、各火山専門家や各気象台の意見を基に作成する。
- ② 解除にあたって周知すべき安全対策等を検討し、決定する。
- ③ 賽の碓登山道の整備が完了時まで、立ち入り規制基準と併せて解除可能の旨を公表する。
 - ・各自治体HPで内容を統一して公表する。

【スケジュール案】

令和6年度 融雪後 観光政策課、登山道整備受託業者と日程調整し、現地調査を実施する。

現地調査後 整備が可能か関係各所で検討。

----- 以降は、整備が可能であれば -----

10月頃 担当国会議でこの件について、報告。

1月 幹事会で現地調査結果、整備可能であること、来年度からその作業を行うこと、今後立ち入り規制基準を作成することを説明。

2月 協議会（書面開催）。

令和7年度 4月～ 登山道整備作業実施。

火山専門家や気象台と共同で立ち入り規制基準を作成。

解除に当たって周知すべき安全対策等を検討。

1月 幹事会で進捗状況報告。

2月 協議会（書面開催）。

令和○年度 ○月 規制緩和にかかる担当国会議。

○月 各自治体HPで規制緩和の旨公表。

○月 登山道整備完了。以後、規制緩和。

○月 幹事会で緩和の旨を報告。

○月 協議会（書面開催）。